

慈啓会短期入所生活介護事業所ユニット型ご利用料金表(予防給付)

●本館予防ショートステイ(ユニット個室)日額ご利用料金 (単位:円)

2026/8/1～

①介護保険予防給付自己負担額		要支援 1	要支援 2
(i 基本サービス費+ ii 加算+ iii 加算)	1割負担	794	945
	2割負担	1,587	1,890
	3割負担	2,380	2,835
② 食費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	300	
	第2段階	600	
	第3段階①	1,030	
	第3段階②	1,360	
	第4段階	1,580	
③ 滞在費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	880	
	第2段階	880	
	第3段階①	1,370	
	第3段階②	1,470	
	第4段階	3,046	
④ 自己負担額合計 (①+②+③)	第1段階	1,974	2,125
	第2段階	2,274	2,425
	第3段階①	3,194	3,345
	第3段階②	3,624	3,775
	第4段階1割	5,420	5,571
	第4段階2割	6,213	6,516
	第4段階3割	7,006	7,461

i)基本サービス費 (日額)	介護度	要支援 1	要支援 2
	単位数	529	656
	1割金額	537	666
	2割金額	1,073	1,331
	3割負担	1,610	1,996

ii)短期生活処遇改善 加算(Ⅰ口)/日額	介護度	要支援 1	要支援 2
	単位数	117	139
	1割金額	119	141
	2割金額	238	282
	3割金額	357	423
※月の総単位数 (i + iii) に加算率100分の17.6を乗じた単位数 (月毎の利用状況により変動します)			

※ ①介護保険予防給付自己負担額には左記サービス費の他に以下の加算が含まれています。(日額)

iii) 加 算 項 目	単位	金額	算定要件
機能訓練体制加算	12	13	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入所者の数を100で除した数以上配置している場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	102	介護ロボットやICT等のテクノロジー導入後の継続的なテクノロジー活用を支援する為、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し、生産性ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合。①データにより業務改善の取組による成果が確認。②見守り機器等のテクノロジーを複数導入。③職員間の適切な役割分担の取組等を行う。④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上配置した場合

《 その他介護サービス加算の内訳(日額) 》

加 算 項 目	単位	金額	算定要件
送迎加算(片道)	184	187	送迎を利用した場合(片道につき)
療養食加算(1日3食で)	24	25	医師の発行する食事せんで療養食を提供した場合(1食につき8単位)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	203	認知症の行動・心理症状が出現し在宅での生活が困難になった者の緊急受入をした場合(7日間を限度)
個別機能訓練加算	56	57	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置。機能訓練指導員等が協働して利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成。個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又は家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容を見直す場合。
若年性認知症利用者受入加算	120	122	若年性認知症患者を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
看取り連携体制加算	64	65	看取り期の利用者に対するサービス提供体制強化を図る観点からレスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、以下の条件を満たし、看取り期の利用者に対しサービス提供を行う場合。(1)看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定。(2)看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定し、かつ短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、訪問看護ステーション若しくは本施設設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保。看取り期における対応方針を定め、利用開始時に利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明・同意を得ている。
口腔連携強化加算	50	51	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月1回に限り所定単位数を加算する。 ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たり、診療報酬の歯科得点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該事業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書などで取り決めていること。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	102	①指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、短期入所生活介護の事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。②理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点等に関する助言を行うこと。理学療法士等は機能訓練指導員と共同で、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者またはその家族に進捗状況等を説明していること。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	203	指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、短期入所生活介護事業所を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。機能訓練指導員等が、各月における評価等について利用者または家族及び理学療法士等に相談し助言を得たうえで、見直しや変更などを行うこと。理学療法士等は3ヵ月ごとに短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の内容や進捗状況を説明し記録するとともに見直しを行うこと。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者が20人未満の場合は1以上、対象者の数が20人以上の場合には1以上、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施。従業者に対し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期開催すること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4	・加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
※1単位は地域単価により10.17円で計算しております			

【その他の料金】

- ・居室内の据え付け家電製品使用料として、一日あたり55円の料金が発生いたします。

《利用者負担段階》

介護保険施設に入所(滞在)すると、介護サービス費用の1割を負担する他に居住費(滞在費)・食費を負担することになります。居住費(滞在費)・食費の費用については、利用者と施設との契約によることが原則になりますが、所得の低い方(利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当する方)については、負担の上限額(負担限度額)が定められ、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

所得段階	保険料段階区分
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給している方
第2段階	・世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が82.65万円以下の方
第3段階①	・世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で一定以上の資産がなく、かつ本人の年金収入等が82.65万円超120万円以下の方
第3段階②	・世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で一定以上の資産がなく、かつ本人の年金収入等が120万円超
第4段階	・上記以外の方

(※1)住民票が別世帯となっている場合及び婚姻届を出していない事実婚の場合も含まれます。

(※2)合計所得金額とは実際の収入金額ではなく、年金の所得や給与所得などの合計で、扶養などの控除額を引く前の金額です。なお、合計所得金額がマイナスの場合は「0円」として計算します。

＜一定以上の資産の要件＞

預貯金等の資産が一定額(配偶者がいない場合は第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、配偶者がいる場合は配偶者の資産が1000万円以下)を超えた場合は給付対象外となります。

※第2号被保険者(40歳か64歳までの方)は1000万円以下が資産の要件となります。

年金収入等※80万円以下 (第2段階)	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等※80万円超120万円以下 (第3段階①)	単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等※120万円超 (第3段階②)	単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。

＜預貯金等の範囲＞

預貯金(普通・定期)、有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、金及び銀、投資信託、現金の合計から、負債(借入金、住宅ローンなど)を引いた差額により判定を行います。

【非課税年金(遺族年金と障害年金)について】

＜非課税年金に含まれるもの＞

国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

＜非課税年金に含まれないもの＞

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。